災害救助費繰替支弁金交付要綱

昭和41年9月26日消第1258号
新 潟 県 総 務 部 長 通 達
（最終改正　平成25年10月25日　防企第288号）

災害救助法第29条の規定により、市町村が救助費用の繰替支弁をしたときの県交付金の交付は、別紙災害救助費繰替支弁金交付要綱（以下「要綱」という。）により行なうこととしたので、交付金の交付申請等に当たり、要綱及び下記により遺憾のないよう願いたい。

記

1　交付金の交付額は、災害救助実施要領（平成12年８月30日消第39号通知。）第７により、救助の実施について特別基準を設定したときは、要綱第３にかかわらず特別基準に基づき支弁した額とする。

2　要綱第６の概算金の交付は、救助費が多額にぼり、市町村の財政状況からみて、救助費の繰替支弁が困難な事情にある場合に行なうものとし、概算交付額は、救助事務費を除き、救助に要する費用の８割以内の額とする。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りでない。

別　紙

第１　災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第29条の規定により、市町村が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、この要綱の定めるところによる。

第２　交付金の対象は次に掲げる費用とする。

1　法第29条の規定により繰替支弁した費用

2　救助の事務を行なうに要した費用

第３　交付金の交付額は、前号の１の費用にあっては、新潟県災害救助法施行細則（昭和35年７月15日新潟県規則第 30 号）第５条の規定により定めた基準額とし、前号の２の費用については、予算の範囲内の額とする。

第４　交付金の交付を受けようとする市町村は、救助費用の繰替支弁を完了した日から１カ月以内に、別記第１号様式による申請書を知事に提出して行なうものとする。

第５　知事は、前号の申請があったときは、第３により繰替支弁金の内容を審査し、交付金の交付額の決定および確定を行なう。

第６　知事は、特別の事情があると認める場合には、交付金を概算交付することができる。この場合交付金の概算交付を受けようとする市町村は、別記第２号様式による申請書を知事に提出して行なうものとする。

別記第１号様式

災害救助費繰替支弁金交付申請書

番　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市町村長　　印

　　年　　月　　日付　　第　　号による災害救助法適用通知により、救助に要した費用を繰替支弁したので、災害救助費繰替支弁金交付要綱に基づき次により交付金を交付願いたく関係書類を添えて申請します。

１　申請金額　　金　　円

２　災害救助費算出内訳（別紙１）

３　救助台帳（災害救助実施要綱に定める第９号様式から第 32 号様式まで）の写し

（添　付　書　類）
１　歳入歳出決算見込抄本